

社会福祉法人千聖会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千聖会定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等については、それぞれ次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 理事・監事報酬
- (2) 評議員報酬
- (3) 評議員選任・解任委員報酬
- (4) 苦情解決に関する第三者委員報酬

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等の報酬の額は、定款第8条及び第22条の定めに基づき、理事会が定めるものとし、報酬の額は次のとおりとする。

役 職 名	報 酬 の 額
理事・監事	1回 5,000円
評議員	1回 5,000円
評議員選任・解任委員	1回 5,000円
苦情解決に関する第三者委員	1回 5,000円

(報酬の支給方法)

第4条 役員等への報酬の支払いは、理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会及び苦情解決に関する第三者委員会に出席した都度、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 社会福祉法人千聖会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項

第2号の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年11月28日から施行する。